

総務課長
企画課長
文書課長
法制課長
監査委員事務局長
殿

社団法人日本経営協会
理事・関西本部長 大谷一雄

XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX NOMA行政管理講座(大阪)開催のご案内 XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
地方自治体における訴訟基礎実務
XXXXXXXXXX ~ 新任者を中心とした自治体紛争の実際と解決の基礎知識をわかりやすく解説します ~ XXXXXXXX

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

本会の事業活動には、平素より格別のご支援ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、地方分権の進展や市民の権利意識の高まりに伴い、地方自治体をめぐる紛争は増加しています。さらに、環境問題や指定管理者制度をめぐる新たな紛争も発生しています。

このような状況の下、各自治体は争訟処理能力の向上に努め、自治体をめぐる紛争の解決方法を基本から修得しなければなりません。

そこで当講座では、争訟処理の基本的な用語の解説から実際の手続きまで、分りやすく解説いたします。また、自治体の紛争をめぐる今日の問題に対する対応策についても、最新の情報を基に解説いたします。

公務ご多忙の折りとは存じますが、この機会に多数の方々のご参加をお願い申し上げます。

敬 具

記

日 時 : 平成22年6月17日(木) 13:00~17:00
6月18日(金) 10:00~16:00
会 場 : 本会専用教室 (大阪市西区鞆本町1-8-4)
大阪科学技術センタービル内)
講 師 : 国立大学法人 熊本大学大学院法曹養成研究科(法科大学院) 教授 林 勝美 氏
(元)東京都庁法務部 訟務担当課長
参 加 料 :
(負担金)

	参加料	消費税	合計
本会会員(1名)	29,000円	1,450円	30,450円
一 般(1名)	32,000円	1,600円	33,600円

申込方法 : ※銀行振込の手数料は貴団体にてご負担ください。
裏面の参加申込書に必要事項をご記入のうえ、郵送またはファクシミリ送信にて、下記へお申込みください。折り返し参加券と振込銀行・口座名を記載した請求書を連絡ご担当者宛にお送り致します。(参加申込は参加券の発送にて確認させていただきます。不着の場合は必ず前日までに電話でご確認ください。)
なお、参加料は開催日までにご納入賜りますようお願い致します。
・電話予約も受付けます。(この場合では後から申込書をご送付ください。)
・領収書は「振込金受領書」をもって代えさせていただきますのでご了承ください。
・開催の3営業日前以降のキャンセルは、受講料を請求する場合があります。
・参加者が少数の場合、天災の場合などにおいては、中止・延期させていただきます場合があります。

ご 宿 泊 : ご参考までに会場周辺のホテルを下記のとおりご案内申し上げますので、必要な場合は直接ホテルへお早めにお申込(予約)ください。(※本会では宿泊手配(予約)は致しておりません。)

ホテル名	宿泊料 (シングル)	交 通	ホテル電話
新阪急ホテルアネックス	8,500円(税・サ込)日本経営協会優待料金	J R大阪駅より徒歩3分	06-6372-6510
リーガ中之島イン	7,000円(税別・サ込)日本経営協会優待料金	会場より徒歩10分	06-6447-1122

お申込み : 社団法人日本経営協会 関西本部 企画研修グループ (担当: 辻川)
お問合せ先
〒550-0004 大阪市西区鞆本町1-8-4 大阪科学技術センタービル5階
TEL 06(6443)6962(直通) FAX 06(6441)4319 URL http://www.noma.or.jp
(※お問合せは、月~金曜日の9:15~17:15にお願い致します)



・お納めいただいた参加料は、原則として返却いたしかねますので、参加申込の方がご都合の悪い場合は、代理の方にご出席いただきますようお願い致します。
※本セミナーの録音は、ご遠慮ください。

▶ プログラム ◀

第1. 2010年(平成22年)

自治体の紛争をめぐる今日の問題

1. 新任者のこころがまえ
2. 最近の自治体訴訟の類型・問題点
 - ① 環境・産廃関係をめぐる訴訟
 - ② 情報公開をめぐる訴訟
 - ③ 個人情報・住基ネットをめぐる訴訟
 - ④ 住民訴訟をめぐる訴訟
 - ⑤ 指定確認検査機関をめぐる訴訟
3. 紛争発生時の対応について
4. 法務知識の向上のための手法について
5. 紛争解決のための選択手段
6. 裁判はどのように行われるのか
7. 裁判にあたる人たちはどのような人か
8. 行政事件訴訟法の改正の概要

第2. 自治体紛争解決のための基礎知識

～用語解説を含ませて～

1. 自治体が紛争に巻き込まれるとき
2. 住民の不服の対象と争いの内容は
3. 不服申立てとは
4. 行政不服審査の審理手続とは
5. 行政訴訟とは
6. 不服申立と行政訴訟の関係は
7. 行政訴訟の類型と審理の特質は
8. 国家補償とは何か
9. 損失補償と国家賠償との関係は
10. 国賠法1条と公権力の行使との関係は
11. 国賠法1条責任の成立の意味・内容は
12. 指定管理者制度の法的側面について
 - ① 指定の法的性質
 - ② 不服申立て・行政事件訴訟の手続
 - ③ 国賠法1条責任の帰属主体
13. 国賠法2条と公の营造物の意味・内容は
14. 公の营造物の設置管理の瑕疵とは何か

第3 民事裁判の基礎知識

- 1 民事裁判の手続き関係法規とは
- 2 訴状の作成および答弁書の作成について
- 3 訴訟上の請求とは

- 4 訴えの当事者と当事者適格とは
- 5 当事者が死亡したり係争物が譲渡された場合は
- 6 訴訟の審理はどのように進行するのか

第4. 民事・行政裁判の基礎的実務

1. 訴状の提出、その審査及び送達とは
2. 口頭弁論とは
3. 争点整理手続の整備について
4. 五月雨式審理方式から集中審理方式へ
5. 訴訟提起前の証拠収集手続について
6. 当事者照会制度と期日外積明の導入
7. 計画審理方式の採用について
8. 攻撃防御方法の提出時期の変更とは
9. 陳述書の提出とその重要性について
10. 文書提出命令申立制度の整備とは
11. ファクミリによる書面の提出等について
12. テレビ会議システムによる証拠調べ
13. 上告制度の整備について

第5. 自治体訴訟実務の将来像

1. 訴訟処理体制の整備について
2. 訴訟実務研修制度の整備について

講師紹介

国立大学法人 熊本大学大学院法曹養成研究科(法科大学院)教授 林 勝美 氏
(元)東京都庁法務部訟務担当課長

昭和45年3月中央大学法学部法律学科卒業。同年4月東京都庁入庁。総務局法務部法務第一課、民事訟務課、不服審査法務室、総務局文書課を歴任後、管理職として建設局の管理課長等を経て、再び法務部副参事、訟務担当課長として訟務実務担当。平成14年3月都庁退職。同年4月公募により熊本大学法学部教授就任。平成16年4月熊本大学法科大学院教授。平成22年4月より早稲田大学現代政治経済研究所特別研究員。

著書「道州制問題の法的視点」(ぎょうせい2008年)「地方公務員のための訴訟百科」(共著・ぎょうせい刊)、論文「国土利用計画と条例」(第一法規・法令解説資料総覧No67・No68)、「道州制問題と地方公共団体」『地域を創る』(成文堂)、「指定管理者制度と争訟」『グローカリズムの射程』(成文堂)、「議員の活動と公費負担の範囲に関する意見書」『熊本法学』第108号(熊本法学会・2005年)他。「熊本市自治基本条例(案)について」『熊本法学』第117号(熊本法学会・2009年)他。

(※本講座の出張研修も承っておりますのでお問合わせください。)

NP3.0

「地方自治体における訴訟基礎実務」講座参加申込書

※コースコード H22. 6/17~18
 ※団体コード ※登録番号

(フリガナ) 役所名 (団体)	TEL ()	・参加料 円は 月 日に A 銀行振込 (通信欄) B 郵便振替 C その他 (該当に○印をつけてください。)
	FAX ()	
所在地 〒	・参加料 <input type="checkbox"/> 会員 (1名) 30,450円 <input type="checkbox"/> 一般 (1名) 33,600円	
フリガナ 参加者氏名	所属部課・役職名	所 属 _____
	担当経験年数	フリガナ ご連絡担当者 _____
	年 月	
	年 月	
	年 月	

今後、E-mailによる行政管理講座のご案内をご希望の方は、アドレスをご記入ください。

E-mail :

(注)太ワクの中をご記入ください。※印は当協会記入欄です。(経験年数は、現在の部課での担当年数をご記入ください。)

※参加申込書にご記入いただいた情報は、以下の目的に使用させていただきます。

①参加券や請求書の発送などの事務処理 ②セミナー・イベントなど本会事業のご案内(なお、②がご不要の場合は□にチェックしてください。 □ 不要)